

## 12月9日(土)配布開始 全国で大人気！新たなマンホールカードが登場！

皆さんも一度は聞いたことがあるはず？全国で第6弾となる大人気のマンホールカードに「羽村市動物公園とチューリップ」をデザインしたマンホールカードが登場します。

第3弾の「羽村の堰と桜」に続き、羽村市では2枚目となるマンホールカードです。第5弾までに全国194の自治体に参加し、ご当地の文化や歴史、名所、名産などをデザインしたマンホール蓋をカード化したマンホールカードは、全国に熱烈なファンを持つ今注目のアイテムです。ぜひ、手に取ってみてください。

**配布場所** 羽村市動物公園（チケット売り場）

※1人1枚までです。  
※郵送や予約はできません。

## 12月3日から9日は「障害者週間」

毎年12月3日から9日までの一週間は「障害者週間」です。

障害者週間は、障害のある方が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために「障害者基本法」で定められています。市では、障害のある方もない方も相

### 開園時間

○11月～2月：午前9時～午後4時  
○3月～10月：午前9時～午後4時30分  
(入園は開園時間の30分前まで)

**閉園日** 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は除く)、1月1日

**問合せ** 水道事務所 ☎ 554-2269



▲マンホールカード

互に人格と個性を尊重し、支え合う「共に生きる社会」の実現を目指しています。

障害者週間をきっかけに、障害者福祉について関心と理解を深め、障害のある方が社会参加しやすい環境づくりをしていきましょう。

**問合せ** 障害福祉課障害福祉係 ☎ 172

## 騒音について知っていますか？

### 騒音とは

騒音は人の活動に伴って発生するものです。なくすことはできません。また、音の種類、出る時間、場所はいつも同じとは限りません。昼間は気にならなかった音でも、早朝や夜間に周りが静かになれば、うるさく感じることもあります。代表的な騒音には次のようなものがあります。

- (1) 家庭用機器からの騒音（冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機などの音）
- (2) 家庭用設備、住宅構造面からの騒音（空調機、バス・トイレの給排水、ドアの開閉音など）
- (3) 音響機器からの音（ピアノ、ステレオ、テレビなどの音）
- (4) 生活行動に伴う音（話し声・泣き声・笑い声、飛び跳ねる音など）
- (5) 工場・指定作業場から発生する音
- (6) 自動車などの交通などに伴い発生する音
- (7) 建設工事に伴い発生する音
- (8) そのほか（ペットの鳴き声、風鈴の音など）

### 騒音を減らすために

社会生活を営む上で、他人の迷惑にならないような音は、できるだけ出さない

ように工夫することが必要です。

しかし、工夫程度の簡単な方法では問題の解決が期待できない場合もあります。このようなときは、次のような防音対策が必要になります。

- ① 発生源を影響の少ない離れた場所へ移す
  - ② 発生源を囲うなど、音の伝わる経路を遮る
  - ③ グラスウールなど音を吸収する効果の大きい材料を内面に貼る
  - ④ 集合住宅の飛び跳ね音を和らげるために、ゴムなどを使用する
  - ⑤ 音の伝わる経路に塀などを建て、音の伝わる経路を遮断する
- 騒音には基準値がありますが、基準値より騒音の程度が低ければ解決するというものではありません。一人ひとりが普段から心掛けて、必要以上の音を出さないように注意し、近隣に配慮することが大切です。

**問合せ** 環境保全課環境保全係 ☎ 225



## 税金を滞納するとどうなるの？

# 納期限内の納付にご協力を

問合せ 納税課納税担当 ① 169

**12月はオール東京 滞納STOP 強化月間**

東京都と市区町村が連携した徴収対策を実施します！

都と市区町村では、安定した徴収確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置付け、徴収対策を集中して実施しています。

都と市区町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、搜索など、多様な徴収対策に取り組みます。

※タイヤロックとは、自動車を差し押さえる際に金属器具を使用してタイヤを固定することです。そうすることで、自動車の保管命令を出し、運転を禁止することができません。



**市税は行政サービスを提供するための大切な財源です**

市税は、教育・文化や福祉の充実、産業の振興、都市整備など、さまざまな行政サービスに使われています。

納税は国民の義務です。市税の滞納は健全な行政運営に悪影響を及ぼし、行政サービスの提供に支障を来しますので、納税にご協力ください。

**税の公平性を保つための滞納処分を行います**

市では「納められるのに納めない」という悪質な滞納者に対し、国税徴収法や地方税法の規定により、滞納処分を行っています。

納期限内に納付していない方に対して、督促状や催告書などにより自主納付を促していますが、それでも納税に誠意が見られない方には、納期限内に納付した方との公平性を保つために財産調査を行い、差押えを行うこともあります。

**納期限内の納付にご理解とご協力をお願いします**

市税は、納付書裏面に記載の各金融機関・コンビニエンスストア（額面30万円以下のものに限り）で、市役所および市役所各連絡所で納めることができます。

また、口座振替（自動引き落とし）も利用できます。口座振替は、預貯金口座のある取扱金融機関で直接申し込んでください。

**納期限を過ぎてしまうと**

納期限を経過すると延滞金の加算を開始します。延滞金は、納期限内に納付した方との公平性を保つため加算される利息です。納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて加算されます。

納期限を経過しても納付が済んでいない場合、そのことをお知らせする「督促状」を送付します（納期限経過20日ごろ）。



督促状発送後**11日目以降**に納付が済んでいない場合、滞納処分の手続きを始めます。

地方税法第331条で「督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬ」とされています。

□滞納処分のため、不動産・預貯金・給与収入・生命保険・売掛金などの財産があるかを調査します。勤務先や取引先などに連絡が行く場合もあります。

□財産調査により発見された財産の差押えを行います。差し押さえた財産のうち、債権（預貯金・給与など）の取立てを行い、滞納税に充当します。不動産などは、換価（売却して現金化）するために公売などを行います。売却代金を滞納税に充当します。

□滞納処分のために必要があるときは、国税徴収法第142条に基づき強制的に自宅や事務所などに立ち入り調査する「搜索」を行います。

**納付が困難な場合はまず相談を**

病気や失業などの理由があつて納税できない場合には、一定期間納税を猶予する制度があります。

連絡をせずに滞納を続けると、滞納処分の手続きに入ります。事情により納税が困難な場合は、放置せず早めに納税課へ相談してください。